

航空特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法 規

[1] 無線局の予備免許が与えられるときに総務大臣から指定される事項はどれか。次のうちから選べ。

- 1 空中線電力
- 2 無線局の種別
- 3 免許の有効期間
- 4 無線設備の設置場所

[2] 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差、空中線電力の偏差等
- 2 高調波の強度、空中線電力の偏差等
- 3 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等
- 4 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差等

[3] 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証をどのようにしていなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 無線局に備え付ける。
- 2 携帯する。
- 3 通信室内の見やすい箇所に掲げる。
- 4 通信室内に保管する。

[4] 無線局の臨時検査（電波法第73条第5項の検査）が行われることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線局の再免許の申請をし、総務大臣から免許が与えられたとき。
- 2 総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられたとき。
- 3 無線設備の変更の工事を行ったとき。
- 4 無線従事者を選任したとき。

[5] 無線従事者が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに総務大臣から受けることがある処分はどれか。次のうちから選べ。

- 1 期間を定めて行う無線設備の操作範囲の制限
- 2 その業務に従事する無線局の運用の停止
- 3 6箇月間の業務の従事の停止
- 4 無線従事者の免許の取消し

[6] 無線局の免許人は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 速やかに総務大臣の承認を受ける。
- 2 2週間以内にその旨を総務大臣に届け出る。
- 3 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
- 4 1箇月以内にその旨を総務大臣に報告する。

航空特殊無線技士試験問題

法 規

[7] 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、識別信号（呼出符号、呼出名称等という。）は、どの書類に記載されたところによらなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 免許証
- 2 免許状
- 3 無線局事項書の写し
- 4 無線局の免許の申請書の写し

[8] 無線局が相手局を呼び出そうとする場合（遭難通信等を行う場合を除く。）において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 その通信が終了した後に呼出しを行う。
- 2 現に通信を行っている他の無線局にその通信の終了時刻を確かめ、終了を待って呼出しを行う。
- 3 5分間以上待って呼出しを行う。
- 4 自局の行おうとする通信が長文の内容のものであれば、直ちに呼出しを行う。

[9] 無線電話通信において、無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合に、呼出局の呼出符号又は呼出名称が不確実であるときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 応答事項のうち相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「貴局名は何ですか」を使用して、直ちに応答する。
- 2 呼出局の呼出符号又は呼出名称が確実に判明するまで応答しない。
- 3 応答事項のうち相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答する。
- 4 応答事項のうち相手局の呼出符号又は呼出名称を省略して、直ちに応答する。

[10] 次の記述は、航空局の運用義務時間中の聴守電波について述べたものである。無線局運用規則の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

航空局の聴守電波の型式は、 とし、その周波数は、別に告示する。

- 1 F 3 E
- 2 R 3 E
- 3 H 3 E
- 4 A 3 E 又は J 3 E

[11] ノータムに関する通信の優先順位はどのように定められているか。次のうちから選べ。

- 1 緊急の度に応じ、緊急通信に次いでその順位を適宜に選ぶことができる。
- 2 緊急の度に応じ、遭難通信に次いでその順位を適宜に選ぶことができる。
- 3 航空機の安全運航に関する通信に次いでその順位を適宜に選ぶことができる。
- 4 緊急の度に応じ、無線方向探知に関する通信に次いでその順位を適宜に選ぶことができる。

[12] 次の記述は、遭難通信の使用電波について述べたものである。無線局運用規則の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

遭難航空機局が遭難通信に使用する電波は、 がある場合にあっては当該電波、その他の場合にあっては航空機局と航空局との間の通信に使用するためにあらかじめ定められている電波とする。

- 1 この目的のために別に告示されている電波
- 2 責任航空局に保留されている電波
- 3 責任航空局又は交通情報航空局から指示されている電波
- 4 特に総務大臣から指定を受けた電波